

第 6 6 号議案参考資料

議 案 名

桶川市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例

1 提案理由

桶川市重度心身障害者医療費の支給対象者に精神障害者保健福祉手帳 2 級の交付を受けた者を加えるため、この案を提出するものである。

2 改正の内容

(1) 重度心身障害者の定義に精神障害者保健福祉手帳 2 級の交付を受けた者を加えるとともに、精神通院医療費の用語を定義する。

(第 2 条関係)

(2) (1)の改正等に伴い、字句の整理を行う。

(第 3 条関係)

(3) 精神障害者保健福祉手帳 2 級の交付を受けた者に係る重度心身障害者医療費について、精神通院医療を給付の対象とする。

(第 4 条関係)

3 施行期日

令和 8 年 1 月 1 日